

○鹿兒島県警察の警察用船舶の管理に関する訓令

(平成11.11.5
鹿兒島県警察本部訓令25)

改正 平成25.3訓令7

目次

	ページ
第1章 総則(第1条—第5条)	2011
第2章 乗組員(第6条—第9条)	2012
第3章 警察用船舶の整備保全(第10条—第14条)	2013
第4章 警察用船舶の使用(第15条—第20条)	2014
第5章 けい船中の警察用船舶の管理(第21条—第23条)	2015
第6章 燃料の管理(第24条—第26条)	2015
第7章 監査及び教養(第27条・第28条)	2016
第8章 簿冊及び報告(第29条—第34条)	2016
附則	2017

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、鹿兒島県警察に所属する警察用船舶の機能を最高度に確保するため、警察用船舶の管理及び取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(警察用船舶の意義)

第2条 この訓令において警察用船舶とは、鹿兒島県警察に所属する国有船、県有船及び一定の期間を定めて借り上げて管理使用する船舶をいう。

(警察用船舶の配置)

第3条 警察用船舶を配置する所属は、生活安全部地域課(以下「本部地域課」という。)及び沿海を管轄する警察署の中から海上に関係ある犯罪の発生状況、海難事故その他治安状況等を考慮して定める。

(管理責任者)

第4条 生活安全部長を警察用船舶管理責任者(以下「管理責任者」という。)とす

る。

- 2 管理責任者は、全警察用船舶の保全、整備、使用、燃料消費状況等を監督し、警察用船舶の維持管理について全面的な責任を負う。

(使用責任者)

第5条 警察用船舶の配置を受けた所属の長を警察用船舶使用責任者(以下「使用責任者」という。)とする。

- 2 使用責任者は、管理責任者の指揮監督を受け、所属警察用船舶の管理及び使用について直接責任を負う。
- 3 使用責任者は、所属警察用船舶の使用に当たっては、別に定める運用計画により、事前に管理責任者の承認を受けなければならない。

本条…一部改正〔平成25.3訓令7〕

第2章 乗組員

(乗組員の指定)

第6条 使用責任者は、所属の船舶担当の職員の中から、船長、機関長その他必要な乗組員を指定しなければならない。

- 2 前項の乗組員のうち、船長及び機関長は、船舶職員法(昭和26年法律第149号)に定める資格を有する者でなければならない。

(船長及び機関長の任務)

第7条 船長は、使用責任者の命を受け、所属警察用船舶の保全及び運行について責任を負うとともに、次の事項を所掌しなければならない。

- (1) 警察用船舶の整備保全に関すること。
- (2) 警察用船舶備品の整備保管に関すること。
- (3) 燃料及び船用品の補給に関すること。
- (4) 航海日誌その他関係書類の作成整理に関すること。
- (5) 気象情報の収集に関すること。

- 2 機関長は、使用責任者及び船長の命を受け、機関の整備及び保全並びに航行中における機関の操作及び調整について責任を負う。

(安全運航)

第8条 船長は、常に気象の変化に留意し、かつ、活動区域内海港の地形、潮流、水深、潮の干満等を常時把握し、荒天のときは、自船の安全について万全の措置をとらなければならない。

- 2 機関長は、出航前必ず機関を点検し、航行の安全を期するとともに、燃料の節約に努めなければならない。

(遭難時の処置)

- 第9条 船長は、自船が遭難したときは、人命、船体等の損害を最少限度にとどめるため最善の方法を講じ、かつ、速やかにその概況を当該警察用船舶の使用責任者に報告しなければならない。この場合において、機関長及びその他の乗組員は、船長の指示に従い、かつ、これに協力しなければならない。

第3章 警察用船舶の整備保全

(通常整備)

- 第10条 管理責任者は、警察用船舶の整備保全のため計画を立てて整備に必要な消耗品を配分し、又は予算の令達を行って使用責任者に対し整備を命じなければならない。

(臨時整備)

- 第11条 使用責任者は、機関の故障、船体の損耗、損傷等により、臨時に警察用船舶の整備を行う必要があるときは、整備申請書（別記第1号様式）に必要な見積書を添えて申請しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の申請を受けた場合は、その状況を調査した上、整備を行わなければならない。ただし、必要な予算の令達を行い、使用責任者に対し整備を命ずることができる。

本条…一部改正(平成25.3訓令7)

(定期整備)

- 第12条 船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける警察用船舶の検査（定期、中間、臨時検査をいう。以下同じ。）に必要な整備は、検査有効期間満了前に行わなければならない。

- 2 前項の整備は、管理責任者が状況を調査した上これを行い、又は必要な予算の令達を行って使用責任者に対し整備を命ずるものとする。

(整備申請)

- 第13条 使用責任者は、通常整備、定期整備に必要な備品、消耗品及び必要な予算の令達を受けようとするときは、配分を必要とする月の前四半期の第2月10日までに整備申請書に必要な見積書を添えて申請しなければならない。

(警察用船舶の点検)

第14条 使用責任者は、毎月1回以上、船長及び機関長は、毎日1回以上、機関の点検、始動及び船体、装備品の点検を行い、その結果を警察用船舶点検簿（別記第2号様式）に記入しなければならない。

2 点検の結果、整備を必要とする箇所を発見したときは、直ちに整備しなければならない。

本条…一部改正(平成25.3訓令7)

第4章 警察用船舶の使用

（使用の原則）

第15条 警察用船舶の使用については、濫用を避け、常に燃料の節約及び機能の保持に努め、有事の際に備えなければならない。

（運航の許可）

第16条 警察用船舶を運航しようとするときは、別に定める運用計画によって運航する場合を除き、事前に、警察用船舶運航許可願（別記第3号様式）に所要事項を記入し、使用責任者（勤務時間外においては、当直主任）の許可を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、口頭若しくは電話で使用責任者又は当直主任の許可を受けることができる。

本条…一部改正(平成25.3訓令7)

（指揮官の指名）

第17条 使用責任者又は当直主任は、警察用船舶の運航を許可する場合は、乗船者のうちから指揮官を指名しなければならない。

（指揮官の任務）

第18条 前条の規定により指揮官を命ぜられた者は、警察用船舶運航の統制指揮を行うものとする。ただし、船員法（昭和22年法律第100号）に規定する船長の職務又は権限を妨げてはならない。

（応援の要請）

第19条 所属において警察用船舶による応援を求める必要があるときは、次の事項を具して管理責任者に要請しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、使用責任者に要請し、事後速やかに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 警察用船舶を必要とする理由
- (2) 応援を受けようとする年月日時及び期間

- (3) 警察用船舶の使用場所又は海域
- (4) 応援を求める船名
- (5) 乗船人員及び指揮官の職、氏名
- (6) その他必要と認める事項

2 管理責任者に対する応援の要請は、翌月分を毎月25日までに、警察用船舶応援要請申請書（別記第3号の2様式）により行うものとする。

3 応援の要請を受けた管理責任者又は使用責任者は、その状況を調査した上、必要な処置を執らなければならない。

本条…一部改正〔平成25.3訓令7〕

（警察用船舶の使用統制）

第20条 管理責任者は、治安上緊急を要する場合又は警備訓練その他により必要がある場合は、警察用船舶の使用を統制することができる。

本条…一部改正〔平成25.3訓令7〕

第5章 けい船中の警察用船舶の管理

（けい船場所）

第21条 警察用船舶を使用しないときは、その警察用船舶の定けい港中最も安全で他の船舶の航行の妨害とならず、かつ、緊急の出動に際し容易に出航できる場所を選んでけい船しなければならない。

（火災盗難の予防）

第22条 使用責任者は、警察用船舶のけい船中における火災及び盗難の予防のため、消火器の設置、施錠、夜間の巡視等必要な処置を講じなければならない。

（災害防止）

第23条 使用責任者は、暴風雨その他天災事変に際し、警察用船舶の損傷を防止するため、避難場所、けい船方法、その他必要な処置について、あらかじめ対策を講じておかななければならない。

第6章 燃料の管理

（燃料配分計画）

第24条 管理責任者は、活動区域の治安状況、警察用船舶の使用実績、燃料消費実績等を勘案の上、四半期ごとに燃料の配分計画を立てるものとする。

（燃料の特別配分）

第25条 使用責任者は、配分された燃料が特別の理由により、著しく不足する場合〔鹿児島警34〕・

は、燃料特別配分申請書（別記第4号様式）により管理責任者に燃料の配分を申請するものとする。

本条…一部改正〔平成25.3訓令7〕

（燃料の使用）

第26条 使用責任者は、燃料の計画的な使用に努めるとともに、給油の状況を明確にしておかなければならない。

第7章 監査及び教養

（監査）

第27条 警察用船舶の監査は、年1回以上、各警察用船舶に行うものとする。

2 監査は、管理責任者が監査官となり次の各号に示す事項について実施する。

- (1) 機関、連動各部の装置、電気、舵等の良否及び整備状況
- (2) 各計器の性能及び整備状況
- (3) 備品及び装具の状況
- (4) 警察用船舶の清掃及び手入れの状況
- (5) 警察用船舶使用の状況
- (6) 関係簿冊の整備状況
- (7) その他必要と認める事項

3 監査官は、監査を行った結果、整備を必要とする箇所を発見したときは、速やかに使用責任者に整備を命じなければならない。

（教養）

第28条 管理責任者及び使用責任者は、警察用船舶の使用、保全、燃料の節約、海事関係法令等に関する知識及び技能の向上を図るため、関係者の教養に努めなければならない。

第8章 簿冊及び報告

（船舶台帳）

第29条 管理責任者は、警察用船舶ごとに船舶台帳（別記第5号様式）を備え、必要事項を記載して整理保管しなければならない。

2 使用責任者は、所属する警察用船舶について船舶台帳の副本を備え、整理保管しなければならない。

3 使用責任者は、台帳記載事項に異動を生じた場合及び警察用船舶の整備を実施した場合は、その状況を船舶台帳記載事項異動報告書（別記第6号様式）により翌月

第3編 生活安全 鹿児島県警察の警察用船舶の管理に関する訓令

5日までに管理責任者に報告しなければならない。

本条…一部改正(平成25.3訓令7)

(航海日誌)

第30条 使用責任者は、航海日誌(別記第7号様式)を備え、警察用船舶を使用した場合はその都度必要事項を記入整理しなければならない。

本条…一部改正(平成25.3訓令7)

(使用実績報告)

第31条 使用責任者は、年間における警察用船舶の使用状況を使用実績報告書(別記第8号様式)により、翌年1月16日までに管理責任者に報告しなければならない。

本条…一部改正(平成25.3訓令7)

(沈没、損傷等の報告)

第32条 使用責任者は、その管理(使用)する警察用船舶が、災害その他の事故により、沈没又は損傷したときは、次の事項を、速やかに管理責任者を経て警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

- (1) 事故発生の年月日及び場所
- (2) 沈没又は損傷の原因
- (3) 被害船名及び被害の状況
- (4) 損害見積額
- (5) 第23条に規定する災害対策の概要及び事故に対する応急処置の状況
- (6) その他必要と認める事項

(特殊事案の報告)

第33条 使用責任者は、警察用船舶を使用して犯罪を検挙し、海難を救護し、又は海上事故その他特殊の事案を処理したときは、その状況を速やかに管理責任者を経て本部長に報告しなければならない。

(準用規定)

第34条 第15条から第17条まで並びに第32条及び第33条の規定は、第19条の規定により警察用船舶の応援を受けた所属長に準用する。この場合において「使用責任者」とあるのは、「警察用船舶の応援を受けた所属長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成11年11月15日から施行する。
- 2 鹿児島県警察の警察用船舶の管理に関する訓令(昭和36年鹿児島県警察本部訓令

第44号) は、廃止する。

附 則 (平成25.3.21訓令7)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第11条関係）

部 長		課 長		理事 官		課 長 補 佐		係 長		係	
--------	--	--------	--	---------	--	------------------	--	--------	--	---	--

次を審査の結果、整備を必要とするので整備してよろしいか。

警 察 用 船 舶 整 備 申 請 書

地第 号
年 月 日

警察用船舶管理責任者殿

警察用船舶使用責任者職氏名

印

次を審査の上、整備をお願いする。

船 名		整 備 種 別		定期・中間・通常・臨時	
整備箇所、部品名	見 積 価 格	整備箇所、部品名	見 積 価 格		
		合 計 額			

本様式…一部改正（平成25.3訓令7）

第2号様式 (第14条関係)

警 察 用 船 舶 点 検 簿

署 _____ 名 _____

区 分		月 日										備 考	
機	燃 料												
	モ ビ ー ル												
	バ ッ テ リ ー												
関	始 動												
	機 関												
	冷 却 装 置												
部	ク ラ ッ チ												
	外 舷												
船	甲 板												
	操 舵 装 置												
	旋 回 窓												
装	無 線 機												
	時 計												
備	羅 針 盤												
	航 海 灯												
品	停 泊 灯												
	責 任 者 印												

- 備考 1 異状のある場合は×印、ない場合は○印をつけること。
 2 備考欄には、整備した結果を記入すること。

本様式…一部改正〔平成25.3訓令7〕

第3号様式（第16条関係）

署長	副署長	課長	課長代理	主任	係

警察用船舶運航許可願

日	時				
使用課名					
使用目的					
行先					
出港予定時刻	年	月	日	時	分
帰港予定時刻	年	月	日	時	分
指揮官職氏名					
乗船者職氏名					
乗務員					
気象状況	風向		天候		
	波高				
活動内容					

本様式…全部改正〔平成25.3訓令7〕

第3号の2様式 (第19条関係)

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1年未満保存 (年月日まで)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">F.N. B 2 - 3 - 3</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">地号外</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table>		1年未満保存 (年月日まで)	F.N. B 2 - 3 - 3	地号外	年 月 日														
1年未満保存 (年月日まで)																			
F.N. B 2 - 3 - 3																			
地号外																			
年 月 日																			
生活安全部長 殿																			
署 長																			
警察用船舶応援要請申請書																			
要請日時	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分まで</td> </tr> </table>	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで								
年	月	日	時	分から															
年	月	日	時	分まで															
要請目的																			
航行区域																			
航行時間																			
接岸港																			
乗務警察官	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">係</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">職</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">係</td> <td></td> <td style="text-align: center;">職</td> <td></td> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">係</td> <td></td> <td style="text-align: center;">職</td> <td></td> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> </tr> </table>	係		職		氏名		係		職		氏名		係		職		氏名	
係		職		氏名															
係		職		氏名															
係		職		氏名															
担当者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">係</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">職</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">印</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	係		職		氏名		印											
係		職		氏名		印													
備考	接岸地点の略図を添付すること。																		

本様式…追加〔平成25.3訓令7〕

第4号様式（第25条関係）

部長		課長		理事官		課長補佐		係長		係	
----	--	----	--	-----	--	------	--	----	--	---	--

地第 号
年 月 日

警察用船舶管理責任者殿

警察用船舶使用責任者職氏名

印

燃料特別配分申請書

船名			
当期配分量		月日現在量	
燃料の種類		申請量	
特別配分を受けようとする 具体的理由			

本様式…一部改正（平成25.3訓令7）

第5号様式（第29条関係）

船 舶 台 帳

所属部署名		船主名	船名
船籍港		登録番号	登録年月日
船 体	総トン数	木鋼船別	
	船型	全長（メートル）	
	巾（メートル）	深さ（メートル）	
	建造年月	建造会社名	
主 機	馬力数(kW)	種類	
	型式	主燃料	
関	1時間1馬力当たり燃料消費量 （リットル）	燃料タンク容量 （リットル）	
	製造年月	製造会社名	
航行区域		最高速力(ノット)	
航海速度		航続距離(マイル)	
乗組員数		その他の乗船者	
無線の種類		マストの本数	
その他の特殊設備			
備考			

船 歴

沿革

年 月 日	記 事	年 月 日	記 事

検 査 の 状 況

施行年月日	検査の種類	検査地	記 事
	定期・中間・臨時		
	定期・中間・臨時		
	定期・中間・臨時		
	定期・中間・臨時		
	定期・中間・臨時		
	定期・中間・臨時		
	定期・中間・臨時		
	定期・中間・臨時		
	定期・中間・臨時		
	定期・中間・臨時		

船 舶 写 真

本様式…一部改正〔平成25.3訓令7〕

第6号様式（第29条関係）

部 長		課 長		理事 官		課 長 補 佐		係 長		係	
--------	--	--------	--	---------	--	------------------	--	--------	--	---	--

地第 号
年 月 日

警察用船舶管理責任者殿

警察用船舶使用責任者職氏名

印

船舶台帳記載事項異動報告書

沿 革				
年	月	日	記 事	
検 査				
施行年月日	検査の種類	検査地	記 事	
修 理 の 状 況				
区 分	修理年月日	修理箇所	修理費	修理造船所

備考 該当の分について上記様式に従い報告すること。

本様式…一部改正（平成25.3訓令7）

